

締約国に関する情報 JO	ヨルダン 一般情報	附属書 B1 JO
国内官庁の名称	Industrial Property Protection Directorate, Ministry of Industry, Trade and Supply (Jordan) (産業通商供給省工業所有権保護局 (ヨルダン))	
所在地	Queen Noor Street, Amman 11181, Jordan	
郵便のあて名	P. O. Box 2019, Amman 11181, Jordan	
電話番号	(962)65 629 030 内線325又は326	
ファクシミリ装置	(962)65 682 331	
電子メール	Zuhair.b@mit.gov.jo Maysa.Al-Saby@mit.gov.jo	
インターネット	www.mit.gov.jo	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	なし	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する	
ヨルダンの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により産業通商供給省工業所有権保護局 (ヨルダン) 又はWIPO国際事務局 (附属書C参照)	
ヨルダンが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	産業通商供給省工業所有権保護局 (ヨルダン) (国内段階参照)	
ヨルダンを選択できるか？	できる (PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許, 追加特許	
国際型調査に関するヨルダンの規定	なし	
国際公開に基づく仮保護	なし	
ヨルダンが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
ヨルダンが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか, 又は後で提出することができる。PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件が満たされない場合, 管轄官庁は通知の日から2箇月以内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	あり (附属書L参照)	